

裁判員教材の在り方について

平成21年から裁判員制度が始まります。制度成功のためには、学校での教育が重要という意見が各方面から寄せられています（平成16年2月実施の内閣府世論調査など）。

そこで、法教育推進協議会では、とくに若い世代に、裁判員制度を理解し参加意識をもってもらえるよう、まずは中学3年生程度を想定して、教材の作成に取り組んでいます。

具体的には、教材のねらいや伝えたい内容を定める、具体的な教材の形にまとめる、その教材を試験的に授業で用いる、授業で用いた結果を反映させて教材を完成する、という順序で進めていきます。

今回、本協議会では、の「教材のねらいや伝えたい内容」について、後記のとおりの内容で、取りまとめが行なわれました。

ただし、この取りまとめは、本協議会の確定的な結論ではありません。むしろ、(1)この内容が適切かどうか、広く意見を求めたいと考えています。また、(2)今後の具体的な教材の形についても、様々な意見（たとえば、「このような体験型の教材がよい」、「こういうゲーム形式の教材が効果的」といった具体的な着想）を求めたいと考えています。

刑罰や刑事裁判の意味

【趣旨】

裁判員が参加するのは刑事裁判です。刑事裁判では、ある人が犯罪を行ったのかどうか、行ったとしてどのような刑罰を加えるかを判断します。犯罪を行えば刑罰を加えられるということは社会の重要なルールであり、刑罰は、犯罪を防止し自由に安心して暮らせる社会を実現する上で重要な役割を果たしています。一方で、刑罰は、人の自由や財産を強制的に奪うものであり、刑罰を加えるかどうかの判断をするにあたってはきちんとした証拠に基づいた十分な検討をしなければなりません。このような刑罰や刑事裁判に関する理解は、裁判員の役割や裁判員制度の意義を理解する上で、不可欠の前提です。

【解説】

人は、個人として尊重されます。一人ひとりの自由や人権は、最大限尊重されなければなりません。

人が自由に安心して暮らすためには、犯罪を防止することが非常に重要です。他方で、犯罪を防止するための手段によって、人の自由や人権が不当に奪われることがないようにしなければなりません。

人にはそれぞれ欲望や感情があります。たとえば、他人が持っている物を欲しいと思うこともあるでしょう。ときには、友達に腹が立って殴りたいと思うこともあるかもしれませんが。しかし、いくら欲しいからといって、他人の物を盗むことは許されませんし、人に

暴力を振るうことも許されません。それが社会のルールです。もし、社会にルールがなかったとすると、個々人の財産や身体の安全がきちんと保護されず、力の強い人だけが得をするというようなことになり、結局、不自由で安心できない社会になってしまいます。

社会のルールを守らないと、**刑罰**という罰を加えられることがあります。刑罰を加えられるような重大なルール違反が**犯罪**です。(注1)ですから、犯罪を防止するということは、そのような重大なルール違反が起こらないようにするということであり、自由に安心して暮らすためには非常に重要なことなのです。

このような犯罪を防止するため、社会では、警察官や地域の住民による防犯活動などさまざまな努力が行われています。

刑罰も、犯罪を防止する手段の一つです。犯罪を行えば刑務所に入らなければならない、罰金を払わなければならないという報いがあることを広く世の中に示すことで、人々が犯罪を行わないようにすることができます。また、実際に犯罪を行った人には刑罰を加えることで、その人が将来犯罪を行わないようにすることができるのです。

一方で、あらかじめ、何が犯罪で、どのような刑罰を加えられるということがきちんと決められていないと、人々が自由に活動することができなくなってしまいます。そこで、現在の日本では、「ある行為に刑罰を加えるためには、その行為のときに、その行為を犯罪とし、一定の刑罰を加えることを定めた法律がなければならない」とする原則をとっており、これを、**罪刑法定主義**といいます。

また、刑罰は、人の自由や財産を強制的に奪うものであり、本当は犯罪を行っていない人に刑罰を加えてしまったり、犯した罪と比較して極端に重い刑罰を加えてしまったりするようなことが起こらないよう、きちんとした証拠に基づいて、どんな事実があったのか、その人は犯人なのかなどといったことを十分に検討することが必要です。本当は犯罪を行っていないのに刑罰を加えられたり、犯した罪と比較して極端に重い刑罰を加えられたりした人は、自由や財産を不当に奪われるだけでなく、社会的に不名誉な扱いを受けてしまいます。また、そのようなことが起きると、本人はもちろん、社会一般の人々は、その判断に納得できず、制度に不信をもつなどして、刑罰が本来の効果をもたないようになってしまい、結局、犯罪の防止のためにもなりません。

そこで、日本や世界の多くの国々では、ある人が犯罪を行ったかどうか、犯罪を行った人にどのような刑罰を加えるかは、裁判所で行う**刑事裁判**で決めることになっています。

そして、その刑事裁判には、犯罪を行った人には適切な刑罰が加えられ、犯罪を行っていない人には刑罰が加えられることのないよう、さまざまなルールがあります。

刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール

【趣旨】

裁判員が参加する刑事裁判では、裁判官、検察官、弁護人が、それぞれ違う役割を担っています。また、刑事裁判では、一定のルールに基づいて、被告人が犯罪を行ったと認められるかどうか、認められるとして、どのような刑罰を加えるべきかを判断します。これらの点について具体的に理解することが、裁判員として刑事裁判に参加して自分が何をするのかという理解につながります。

【解説】

ある犯罪が起きると、警察が、証拠を集め、犯人を探します。

捜査によって、犯人であるという疑いをもたれた人のことを**被疑者**と呼びます。

検察官は、証拠に基づいて、その被疑者を刑事裁判にかけるかどうかを決めます。刑事裁判では、民事裁判と違い、検察官という国の公務員が、公益の代表者として（いわば社会を代表して）、訴えを起こすかどうかを決めることになっているのです。検察官が訴えを起こすと（起訴といいます。）、被疑者は**被告人**と呼ばれるようになります。検察官は、刑事裁判において、証拠を提出し、公益の代表者として意見を述べ、被告人が犯罪を行ったことを証明する役割を担っています。

弁護人（普通は弁護士から選ばれます）は、刑事裁判で、被告人に有利な証拠を提出したり、被告人の立場から意見を述べたりして、被告人に保障された権利が十分守られるように助けます。本当は犯罪を行っていない人に刑罰を加えることがないように、たとえ多くの方が被告人を犯人だと思っていたとしても、弁護人は、被告人が無罪である可能性を探り、最善の弁護をする義務を負っています。また、弁護人は、刑罰が犯した罪と比較して重すぎるものにならないように弁護する役割も果たします。

裁判官は、法廷に提出された証拠だけに基づいて、被告人が犯罪を行ったと認められるかどうか（有罪か無罪か）を判断します。そして、被告人が犯罪を行ったと認められる場合には、法律で定められた範囲内で、どのような刑罰を加えるべきか判断し、判決を言い渡します。

このように、刑事裁判では、検察官と弁護人がそれぞれ異なった立場から証拠を提出し、意見を述べ、そして、裁判官が中立的な立場から、検察官と弁護人の意見を聞き、証拠に基づいて判断をするという仕組みが採られています。

被告人は、普通は法律の専門家ではありませんから、その立場が十分守られるようにするため、被告人には、弁護士である弁護人を依頼する権利（**弁護人依頼権**）が保障されています。

また、被告人には、自分の意思に反して話をするを強要されない権利（**黙秘権**）が認められています。（注2）

それから、ある人が犯罪を行ったと疑われて捜査を受けたり、あるいは、刑事裁判を受

けたりすることになっても、有罪の証明があるまでは、その人を犯人として扱ってはならないという「**無罪の推定**」(又は「**疑わしきは被告人の利益に**」)というルールがあります。

そして、刑事裁判では、検察官が、被告人が犯罪を行ったことにつき「**合理的な疑いを残さない程度の証明**」をしなければ、有罪とすることができません。本当は犯罪を行っていない人に刑罰を加えてしまうことのないよう、刑事裁判では、検察官が十分な証明を行う責任を負っているのです。

裁判員制度の意義と裁判員の役割

【趣旨】

裁判員制度が重要な意義をもつ制度であること、法律の専門家ではない裁判員が刑事裁判に参加しても適切な判断ができるということが、「裁判員のたまご」である若い世代に理解してもらいたいことです。

【解説】

裁判員制度は、これまで裁判官だけで行われてきた刑事裁判に、一般の国民から選ばれた裁判員が参加するという制度です。そして、裁判官と裁判員と一緒に話し合っ、有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑罰にするかを決めます。裁判員は、選挙権のある人の中からくじで選ばれますので、20歳以上の国民であれば、誰でも選ばれる可能性があります。

世の中でルール違反が起きた場合に、それを解決するのは司法の役割であり、これからの日本では、このような司法の役割は、ますます大きくなっていきます。そこで、裁判員制度を導入して、刑事裁判に国民の社会常識を反映することによって、今後ますます大きな役割を果たすことが期待される司法に対し、国民の理解と信頼が深まることが期待されています。他方、これまでの刑事裁判は、裁判の手續などが法律の専門家だけによって行われてきたこともあって、一般の国民には分かりにくく、刑事裁判は近寄りがたいとの印象を与えてきた面もありました。また、一部の事件では審理に長い時間がかかることもあり、裁判員制度の導入に伴って、一般の国民である裁判員に負担がかかり過ぎないようにするため、裁判はこれまでより速くなりますし、裁判員が十分な判断をすることができるようにするため、裁判がこれまでより分かりやすいものになります。

裁判員は、有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑罰を加えるべきかを判断します。その前提となる判断は、**事実があったのかなかったのか**という判断が中心となります。実は、そのような判断は、私たちが日常生活の中で普通に行っていることです。法律の専門家でなければできないというものではありません。そして、裁判員は、さまざまな人生経験をもつほかの裁判員や裁判の経験が豊富な裁判官と一緒に話し合っ、判断をします。このようなことから、裁判員制度では、法律の専門家ではない裁判員が刑事裁判に参加しますが、適切な判断をすることができるようになっています。

現在の日本では、国の仕組みやそれをどのように動かしていくかを決めるのは、最終的には、国民です。平成 21 年からは、裁判員制度が始まりますが、現在は未成年の国民も、成人になれば、裁判員になる資格をもつようになるのですから、そのような人たちにも、刑事裁判というものが、どのようにして行われているのかを知ってもらいたいと考えています。そして、刑事裁判というものは、法律の専門家ではない一般の国民が参加しても、適切な判断ができるということを知ってもらいたいのです。さらには、将来、自分たちが担うことになる役割の一つをいま知ってもらうことは、社会や国における自分たちの立場について、広く学ぶきっかけにもなると考えています。

(注 1) 社会のルールには、法律だけでなく、倫理や道徳があります。「他人の物を盗むことや人に暴力を振るうことは許されない。」というのは、法律によって犯罪とされる前に、人類にとっての普遍的な倫理・道徳であり、私たちは、それに従って生きなければなりません。ただ、倫理・道徳そのものは、それに反した場合、犯罪となって刑罰を加えられる、というような強制的な制裁を受けるものではありません。倫理・道徳の中でも、最低限のものについて、それを破った場合に、刑罰という厳しい制裁が加えられることになるのです。(もっとも、刑罰の対象となる行為の全てが人類にとっての普遍的な倫理・道徳に反する行為である、というわけではありません。)

(注 2) 弁護人依頼権、黙秘権

これらの権利は、起訴される前の被疑者にも認められています。